

提 案 書

2007年9月7日

総務省 情報通信政策局
地上放送課 御中

〒107-8077

とうきょうとみなとくきたあおやま
東京都港区北青山2-5-1

いとうちゅうしょうじ
伊藤忠商事(株)

TEL:

e-mail:

以下の通り、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」に関して、今後検討が必要と思われる課題について提案を致します。

【全体】

「新たな産業として成立する為の適正な競争環境、ビジネスモデルとその規模」の観点での
ご検討をお願い致します。

1 制度分野

- ① 免許形態のあり方
 - コンテンツとインフラの関係
 - 競争環境の促進
 - 全国サービスと地域サービスの関係
- ② マスメディア集中排除原則との関係

2 技術分野

- ① 全く新しいメディアであるマルチメディア放送サービスとして、適用すべき技術方式
 - 実績のある技術方式
 - サービスの広がりが可能となる技術方式
- ② 国際競争力についての視点の整理

3 ビジネスモデル分野

- ① タイムシフト利用を前提としたサービス
- ② 検索やリコメンド機能が充実したサービス
- ③ ユーザー間コミュニケーションが活発となるサービス

4 その他

- ・ ユーザーの視点に立った関連法制度の整備

以上

課題に対する弊社意見は以下の通りです。

弊社は 2003 年に開始された地上デジタル音声放送（デジタルラジオ）の実用化試験放送に当初より新規事業者として参加し、又、2006 年にはマルチメディア放送企画 LLC 合同会社の主要メンバーとしても参加し、携帯電話向けの通信・放送が連携した新しいマルチメディアサービスの検討を行って参りました。1985 年の通信の自由化以来、衛星通信という新たな産業の育成に注力してきた経験を元に、2011 年以降に開始される新たなメディアの立上げに関し、以下 意見申し上げます。

1. 制度分野

① 免許形態のあり方

● コンテンツとインフラの関係

【意見】

多メディアとの競争環境の下、新たに開始されるマルチメディア放送サービス事業においては、1) インフラの整備、2) 端末の開発・普及、3) サービス・コンテンツの充実などを行い、サービスイメージの認知度と理解度を一気に浸透させる為にもコンテンツとインフラが連携して運営される事が重要であると考えます。

● 競争環境の促進

【意見】

様々なビジネスモデルとサービス形態が考えられるマルチメディア放送サービス事業においては新規参入者の参画による競争促進と通信・放送事業者のノウハウ活用によるサービスの普及・促進が両立する様な免許形態が望ましい。

● 全国サービスと地域サービスの関係

【意見】

新たに開始されるマルチメディア放送サービスにおいては端末開発の促進・サービス開発・認知度の向上等の面から全国免許を基本とすべきであるが、サービス開始直後のサービスエリアの拡大においては事業者の経営判断を尊重する事が望ましい。

② マスメディア集中排除原則との関係

【意見】

マルチメディア放送はマスメディア集中排除原則の適用除外とする事が望ましい。

2. 技術分野

① 全く新しいメディアであるマルチメディア放送サービスとして、適用すべき技術方式

● 実績のある技術方式

【意見】

マルチメディア放送サービスを受信する端末は携帯電話が中心になると考えられ、携帯通信サービスとの連携を図る事は必須である。ワンセグサービスは急速に普及しており、ワンセグと互換性を持つ共用端末の開発が重要である。又、カーナビやパソコンにも内蔵の実績がある ISDB-T をベースとする方式を採用する事は、ユーザー利便性向上・安価な受信機の早期実現も可能である。

● サービスの広がりが可能となる技術方式

【意見】

ユーザーニーズの多様化に合わせ、将来のサービスの広がりを可能とする為にも周波数帯域幅を柔軟に対応できる技術方式とすべきである。

1セグメント単位で任意の周波数帯域幅の設定ができ、広帯域を一括する事も可能となるISDB-Tをベースとする方式は周波数利用効率の高い放送システムである。

② 国際競争力についての視点の整理

「国際競争力」という場合、どういう視点から競争力強化を図るかの整理が必要である。

【意見】

国産技術の海外展開という事であるならば、日本にて既にサービスが実現しており、完成度の高い標準規格であるISDB-Tをベースとする方式を更に推奨していく事や、携帯電話と放送の連携というビジネスモデルそのものを海外へ浸透させる事が競争力強化に繋がるものと認識している。

3. ビジネスモデル分野

ビジネスモデルは様々な可能性があり、制度や技術はそれを制限しない事が重要である。現時点で新たなメディアとして必要な要素として、例えば以下3要素が考えられる。

① タイムシフト利用を前提としたサービス

【意見】

携帯端末はユーザーがいつでもどこでも持ち歩いているパーソナルメディアであり、ユーザーが好きな時間に好きなだけ利用する事が可能である。HDDレコーダの多用、オン・デマンドサービスの拡大などリアルタイムでは無く、タイムシフトした視聴に対するニーズが高まっていると認識している。ニュースやスポーツ中継等、即時性を求めるコンテンツが重要である一方で、ファイル・ダウンロード型へと変化していくと認識している。

② 検索やリコメンド機能が充実したサービス

【意見】

大量の情報（コンテンツ）を一斉に配信できる放送メディアの特性を生かしながら、ユーザーが本当に求めるコンテンツが瞬時に視聴できる事が重要である。コンテンツ（番組）をユーザーが検索して視聴できるサービスやユーザーの嗜好を適確にリコメンドするサービスが必須である。

③ ユーザー間コミュニケーションが活発となるサービス

【意見】

通信機能によりユーザー間でコンテンツが自由に流通し、コミュニケーションが更に活発になる事が重要である。

4. その他

・ ユーザーの視点に立った関連法制度の整備

【意見】

マルチメディア放送では、有料・無料、リアルタイム・ダウンロード等、サービス形態が複合化する。ユーザーにとっては、メディアではなく、サービスやコンテンツそのものが重要であり、新しいサービスが柔軟に展開できる様、著作権上の整備等をお願いしたい。

以上